

資料編

1 在留資格一覧表

別紙 1

2 用語の説明

	用語	説明	頁
い	育成就労制度	人材確保と人材育成を目的とし、令和6年（2024年）に参議院本会議で可決、成立した。令和9年（2027年）改正入管法が施行となる。（参考：技能実習制度は技能移転による国際貢献を目的とする制度。1993年に創設され2030年に廃止予定）	2
え	永住化	特定の国や地域において、外国籍の人がその場所に無期限で居住する権利を取得すること、またその状態を指す。	16
お	オンラインシステム	インターネットやコンピュータネットワークを利用して、データやサービスを共有・管理する仕組みのこと。	19
き	キャリア教育	個人が将来の進路や職業に対する意識を高め、その能力や適性をいかして社会で活躍できるように支援する教育のことを指す。自己理解の促進、職業や社会の仕組みについて学ぶ、問題解決やコミュニケーション能力の習得、職場体験やインターンシップという実地学習などを含むことが多い。個人の能力、興味や価値観を踏まえ短期・中期・長期の視点で具体的な方向性を考えることが重要である。	25
く	グローバル化	世界中の人々、企業、国々が互いに結びつき、経済、文化、技術、情報などが国境を越えて共有されるプロセスのこと。具体例として国際貿易やインターネットの普及など。	17
け	経済連携協定 (EPA: Economic Partnership Agreement)	国や地域同士が経済活動を活発にするために結ぶ国際的な協定のこと。貿易や投資の自由化の促進だけでなく、知的財産の保護や人的交流の拡大、技術協力など幅広い分野での協力を目的とする。 具体的には、関税の削減や撤廃、サービスや投資分野での規制緩和、労働力移動の円滑化といった内容が含まれることが多い。	2
こ	言葉の壁	異なる言語を話す人同士がコミュニケーションを取る際に起きる困難のことを指す表現。相手の言語を理解できないことで情報が正しく伝わらなかったり、誤解が生じたりすることがあり、交流を避ける人が出てくるなど異文化交流が阻害される原因となることもある。翻訳、通訳や言語学習が一般的な克服の手段である。	22

	用語	説明	頁
こ	コロナ禍	令和元年（2019 年）末に中国・武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界的に拡大したことでもたらされた社会・経済・医療などへの深刻な影響を指す。令和 5 年（2023 年）には多くの国で規制が緩和され、日本も同年 5 月に新型コロナの感染症法上の分類が「5 類」へと移行したことで社会経済活動は正常化に向かった。	1
し	社会的孤立	内閣府の孤独・孤立対策推進法に基づく資料に「日常生活や社会生活において孤立していることにより、心身に有害な影響を受けている状態」と説明されている。家族や仕事があっても社会的孤立は起こりうる。	21
す	スマートフォンアプリ	スマートフォンで特定の機能やサービスを提供するためのソフトウェアのこと。	18
た	タガログ語 (Tagalog)	フィリピンの主要な言語の一つであり、フィリピンの公用語であるフィリピン語 (Filipino) の基礎となっていて、主にルソン島を中心とする地域で話されている。話者人口は約 2,800 万人であり、第二言語としても広く使用されている。 フィリピン国内では英語とともに公用語として用いられ、政府、教育、メディアなどの場面で重要な役割を果たしている。	10
た	多言語化ツール	異なる言語間でのコミュニケーションを円滑にするための、翻訳や字幕生成などの技術やソフトウェアのこと。	19
た	タブレット	薄型で持ち運びやすい電子機器の一種でタッチスクリーンを搭載しているコンピュータのこと。	21
ち	地域コミュニティ	ある特定の地域に住む人々が形成する集まりや関係性のことを指す。住民同士が地理的な近さを通じて交流し、互いに助け合ったり、情報を共有したりすることで生まれるつながりであり、自治会、地元のイベントや祭りなどが例として挙げられる。	22
て	定住化	特定の場所に長期間住むこと全般を指す。法律的な資格や権利とは直接関係なく、その場所で生活をするというより一般的な生活状態を表している。	13
と	特定技能制度	国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性、技能を有する外国人を受け入れることを目的とする制度。平成 30 年（2018 年）改正入管法で在留資格「特定技能」ができ、翌年から受入れが可能となった。	2

	用語	説明	頁
に	入管法	入管法（正式名称：出入国管理及び難民認定法）は、1951 年に制定された日本における外国人の出入国や在留資格、難民認定などを規定する法律である。（改正など制度の変遷については資料編 3 を参照） 日本に入国・滞在する外国人の在留資格を定め、適正な管理を行うことを目的としている。具体的には、査証（ビザ）の発給要件、在留期間の管理、就労制限、強制退去処分などを規定している。また、日本に滞在する外国人が適法に活動できるよう、在留資格ごとに許可される範囲を明確にしている。 難民認定制度も入管法の枠組みに含まれ手続を定めているが、日本の難民認定率は国際的に見ても低く制度の厳格さが国内外で議論的となっている。	1
は	ハザードマップ (Hazard map)	災害が発生した場合に備え、被害が予測される場所や避難場所などの情報を地図上に示したもの。東近江市では「東近江市防災マップ」に掲載されている。東近江市防災マップは日本語版だけでなく、英語版、中国語版、ポルトガル語版、ベトナム語版、やさしい日本語版がある。 （参考：東近江市ホームページ「東近江市防災マップ」 https://www.city.higashiomi.shiga.jp/kurashi_tetsuzuki/anzen_anshin/1001940/1001999/1002000.html）	25
は	バブル景気	資産価格（株式や不動産など）が急激に上昇し、実体経済と大きくかい離した一時的な好景気のこと。 日本では 1980 年代後半から 1990 年代初頭に発生。経済活動の急拡大やサービス産業の拡大などもあり、短期間で多くの労働力が必要とされる状況が生まれた。	1
や	やさしい日本語	日本語に慣れていない人でも理解しやすい言葉や表現を簡単にした日本語のこと。特に、外国人、高齢者や小さな子供など日本語の理解に困難を感じる人々に向けて使われることが多い。 具体的な特徴として、短文であること、簡単な単語であること、専門的な用語は避けるか説明を加えることなどがある。会話の際はゆっくり話すことや明瞭に発音することも重要となる。	16

	用語	説明	頁
ら	ライフサイクル (Life Cycle)	ある物事が誕生し、成長し、衰退していく一連の過程を指す概念である。主に人の生涯、製品、企業、自然環境など、多様な分野で用いられ、本計画においては「人のライフサイクル」として使っている。 人のライフサイクルについては、心理学や社会学の分野において「誕生→成長→成熟→老化→死」といった人間の一生の流れを指すことが多い。これはライフステージと関連し、各段階での発達課題や社会的役割の変化を分析する際に用いられる。	2
ら	ライフステージ (Life Stage)	人の一生における成長や発達の過程を区分した段階のこと。一般的に乳児期・幼児期・学童期・青年期・成人期・老年期といった形で区分される。各ライフステージにおいて身体的・精神的・社会的な変化が生じ、それぞれの発達課題や役割があるとされる。	2
り	リーマン・ショック (Lehman Shock)	平成 20 年（2008 年）9 月 15 日に米国の大手投資銀行リーマン・ブラザーズが経営破綻したことをきっかけに発生した世界的な金融危機のこと。 リーマン・ブラザーズの破綻は、当時の米国におけるサブプライムローン問題（信用力の低い借り手向け住宅ローンの焦げ付き）に端を発しており、不良資産が金融機関に広がったことで信用不安が急激に拡大。その結果、米国をはじめとする世界各国の金融市場が混乱し、株価の暴落、企業の倒産、失業率の上昇など深刻な経済危機を引き起こした。 世界経済への影響は長期に渡り、日本経済も輸出の大幅な減少や企業業績の悪化など深刻な影響を受けデフレや景気後退が進行した。	1
る	ルーツ (roots)	「根っこ」「起源」を意味する言葉。本計画においては人や物事の起源や由来を指す言葉として使用しており、その人やその家族、先祖が元々どこに住んでいたのか、どのような文化や背景を持っているのかということを意味する。	13

3 外国人施策の推移について

年代	多文化共生推進関連の主な施策
1951 (S26)	・「出入国管理令」公布：現在の入管体制の始まり
1980 年代	・国際人権規約を批准し「難民の地位に関する条約」に加入 ⇒インドシナ難民の受入れ
1988 (S63)	・外国人労働者問題関係省庁連絡会議 ⇒外国人労働者を中心とする外国人受入れに関する諸問題の検討を開始
1990 (H2)	・改正「出入国管理及び難民認定法」施行 ⇒バブル景気を背景に外国人労働者の受入れを図るもの。在留資格「定住者」が創設され、南米諸国出身者を中心とした日系人の来日が増加
1993 (H5)	・「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」 ⇒外国人が社会の一員として日本人と同様の公共サービスを享受するなど、各種受入環境の整備に着手
1999 (H11)	・第9次雇用対策基本計画 ⇒専門的・技術的分野の外国人労働者受入れをより積極的に推進
2001 (H13)	・外国人集住都市会議 ⇒静岡県浜松市の提唱で外国人が多数集住する市町が参加、外国人住民施策について情報交換と国への提言活動を展開し、同年10月に「浜松宣言及び提言」を発表
2004 (H16)	・日本経済団体連合会「外国人受け入れ問題に関する提言」 ⇒経済界から外国人労働力の活用の観点での提言
2005 (H17)	・「多文化共生の推進に関する研究会」 ⇒総務省が「多文化共生の推進に関する研究会」を設置し、多文化共生推進に向けた諸課題について議論。平成18年（2006年）「多文化共生の推進に関する研究会報告書 ～地域における多文化共生の推進に向けて～」の中で「多文化共生」を定義し、多文化共生の推進に向けた諸課題とプログラムを提示 ・経済財政諮問会議「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（骨太の方針）」 ⇒高度人材の受入促進及び日本で就労する外国人が国内でその能力を発揮できるような環境整備について提言
2006 (H18)	・総務省が「地域における多文化共生推進プラン」を策定 ⇒入国した外国人の地域社会への受入れについて、主体的な役割を果たす担い手を地方公共団体とする。また、外国人住民が直面すると想定される課題を挙げ、生活に必要な情報について多言語で提供を行うための支援及び地域社会における意識啓発まで様々な施策を提示
2008 (H20)	・「留学生30万人計画」の策定、発表 ・日・インドネシア経済連携協定（EPA） ・日・フィリピン経済連携協定（EPA）
2009 (H21)	・入管法の改正、在留資格「技能実習」創設⇒在留資格「留学」と「就学」の一本化
2011 (H23)	・「日系定住外国人施策に関する行動計画」 ⇒経済危機（リーマンショック）に伴う外国人労働者の再就職難、生活困難な状況に置かれる人々への対応策を検討

年代	多文化共生推進関連の主な施策
2012 (H24)	・「高度人材ポイント制」導入 ⇒研究者や技術者等の高度外国人材を確保するために資格を創設
2014 (H26)	・日・ベトナム経済連携協定（EPA） ⇒ベトナム人看護師・介護福祉士候補者の受入開始
2015 (H27)	・SDGs ⇒「国連持続可能な開発サミット」で採択。人間、地球及び繁栄のための行動計画。10番目の目標「人と国の不平等をなくそう」のターゲット 10.7 では「計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する」を挙げ、移民政策について言及 ・入管法の改正、在留資格「高度専門職 1 号(イ)(ロ)(ハ)」「高度専門職 2 号」が創設 ⇒在留資格「技術」「人文知識・国際業務」を「技術・人文知識・国際業務」に一本化
2016 (H28)	・「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」（閣議決定） ⇒新たな在留資格を創設し、外国人の受入れ環境整備を効果的・効率的に推進
2018 (H30)	・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」 ⇒「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備等について検討を開始。「外国人労働者導入を否定」する方針から、実質的に「外国人の移民を受け入れる国」へと政策転換。「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」の検討を推進 ・移民の権利保護を定めた国連移住グローバル・コンパクトに署名 ⇒日本は“移民”の権利を保障することを海外に向かって表明
2019 (R1)	・「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行 ・入国管理局が出入国在留管理庁へ改組。在留資格「特定技能 1 号・2 号」創設 ⇒農業・漁業・建築関係・宿泊関係などの 14 業種において、労働力不足解消を目的とした「特定技能」が創設。特定活動「46 号・47 号」を追加し、特定活動に接客などの業務も行える「46 号・本邦大卒者等」が付加
2020 (R2)	・「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」（文部科学省の策定） ⇒就学していない外国人の子供に対する日本語指導等の実施や地域における就学状況調査・就学ガイダンスの実施等の取組の推進
2021 (R3)	・入管法改正、外国人「育成就労」創設 ⇒労働力不足解消のため、人材確保を目的とする。 ・「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」（入管庁設置）の意見書 ⇒介護なども含めた「ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援」の必要性の提言を踏まえ、我が国の目指すべき共生社会のビジョン、その実現に向けて、令和 8 年度（2026 年度）までを対象期間とした中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを策定 ・「やさしい日本語の普及による情報提供等の促進に関する検討会議」（入管庁及び文化庁） ⇒やさしい日本語の普及を一層促進するための効果的な方策を検討
2023 (R5)	・「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」 ⇒日本語教育機関の日本語教育水準の維持向上と日本語教師の能力及び資質の向上を図り、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与する仕組みを構築
2024 (R6)	・入管法改正、技能実習制度廃止 ⇒「育成就労制度」の新設、特定技能の分野を追加（自動車運送業・鉄道・林業・木材産業）

4 アンケート内容と結果

外国籍を持つ市民に対するアンケートについて

1 アンケートの目的

東近江市に住む外国籍市民の生活を支援するために、どのような人が暮らしているかということと生活する上での支援ニーズを把握し「多文化共生のまちづくり」を推進する上での基礎資料とする。

2 調査対象

東近江市内に在住する外国籍市民のうち、東近江国際交流協会が実施する日本語教室の受講生

3 調査方法

- (1) 日本語教室においてアンケート用紙を配布
- (2) 回答方法はアンケート用紙への直接記入
- (3) 質問項目はやさしい日本語で、イラストを使い表現
- (4) 分からない表現については、日本語を指導するボランティアがサポート

4 調査期間

令和6年（2024年）7月から8月末まで

がいくせき しみん たい あんけーと 外国籍の市民に対するアンケート

1 あなたは何歳ですか。（1つ選択）

☐ 19歳未満	☐ 50～59歳
☐ 20～29歳	☐ 60～69歳
☐ 30～39歳	☐ 70歳以上
☐ 40～49歳	

2 あなたは、日本にどれくらいの期間住んでいますか。



3 あなたは、東近江市にどれくらいの期間住んでいますか。



4 あなたは、どこの国（地域）の出身ですか。



5 あなたは、日本語を話すことができますか。（どちらかに☑をしてください。）

☐ 話すことができます。
☐ 話すことができません。

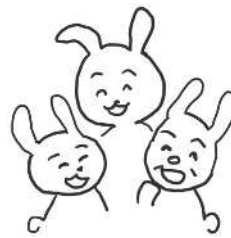


6 ^{いっしょ}一緒に^す住んでいる^{ひと}人はいますか。（あてはまるものすべてに☑をしてください。）

☐ ^{はいぐうしや} 配偶者、パートナー	☐ ^{しんせき} 親戚
☐ ^{おや} 親	☐ ^{ゆうじん} 友人
☐ ^こ 子（ ^{さいじょう} 18歳以上）	☐ ^{おな} 同 ^{かいしゃ} じ会社 ^{ひと} の人
☐ ^こ 子（ ^{さいみん} 18歳未満）	☐ その他（ ）
☐ ^{きょうだい} 兄弟姉妹	☐ ^{いっしょ} 一緒に ^す 住んでいる ^{ひと} 人はいません。

7 あなたは、^{じぶん}自分の^{しゅつしんこく}出身国・^{ちいき}地域^{ひと}の人と^{こうりゅう}交流することはありますか。
（どちらかに☑をしてください。）

☐ ^{こうりゅう} 交流することがある。
☐ ^{こうりゅう} 交流はしていない。



8 あなたは、^{ひがしおうみし}東近江市^すの^{ごこち}住心地をどう^{かん}感じていますか。
（どちらかに☑をしてください。）

☐ ^{ひがしおうみし} 東近江市 ^す の ^{ごこち} 住心地は ^よ 良いと ^{かん} 感じる。
☐ ^{ひがしおうみし} 東近江市 ^す の ^{ごこち} 住心地は ^{よくない} 良くないと ^{かん} 感じる



あなたがそう^{かん}感じる^{りゆう}理由^{おし}を教えてください。（^{きじゆつ}記述）

--

9 あなたは働いていますか。（1つに☑をしてください。）

- ☐ 東近江市内で働いています。
- ☐ 東近江市ではないところで働いています。
- ☐ 現在、仕事を探しています。
- ☐ 現在、働く予定はありません。
- ☐ その他（



10 地域^{ちいき}の人たちとの交流^{こうりゅう}について（どちらかに☒をしてください。）

- ☐ 住んでいる地域の^{ちいき}の人たちと^{こうりゆう}交流がある。
- ☐ 住んでいる地域の^{ちいき}の人たちと^{こうりゆう}交流はない。



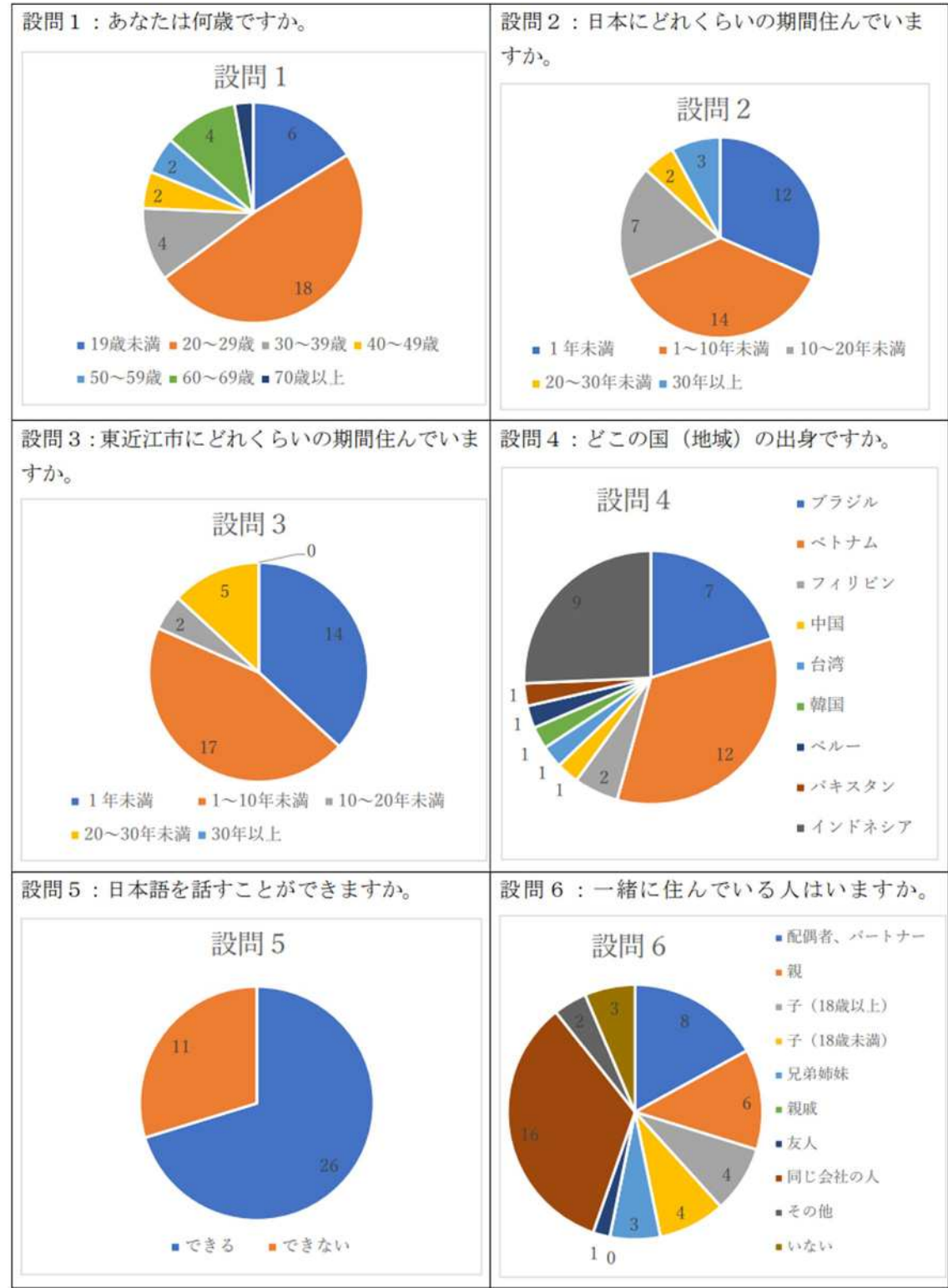
11 困^{こま}ったり心配^{しんぱい}したりしたことはありますか。(記^き述^{じゆつ})

--

ごきょうりよく
御協力ありがとうございました。これで質問は終わります。しつもん お

令和6年度（2024年度）

東近江市の日本語教室に通っている、外国籍の市民に対するアンケート



設問 7：自分の出身国・地域の人と交流すること
はありますか。



設問 8：東近江市の住み心地をどう感じてい
ますか。



8 のように感じる理由を教えてください。(記述)

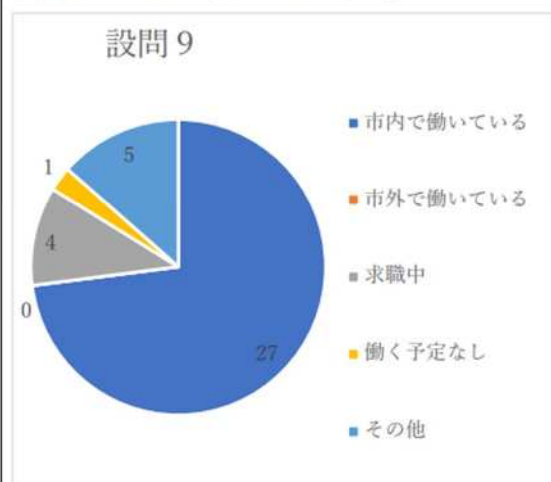
【良い】

皆優しい。／会社の人が優しい。／日本人が優しい。／人が優しい。／皆いい人。／先生優しい、熱心。／日本語の先生が優しい。／給食がおいしい。／働く場所がある。安全／働きやすい。便利／買い物がしやすい。／スーパーが近い。／仕事がある。／日本語を教えてくれる。買い物できる。サービスがいい。／買い物に便利／便利／安全／英語に通じる日本人の友達に恵まれ、歴史文化にも興味があるので飽きることがない。／四季折々を感じられる自然豊かな場所。奥深い歴史と文化を有するまち。／静かなところ。／涼しい。／きれい。／天気がいい。

【良くない】

学校が楽しくない。／赤ちゃんをみているから外にあまり出ていない。／日本語の先生が欲しい。／物価が高い。／じめじめしている。／距離が長い。／まだ分からない。

設問 9：あなたは働いていますか。



設問 10：地域の人達との交流はありますか。



設問 11：困ったり心配したりしたことはありますか。（記述）

【言葉のこと】

病気の時、他のブラジル人（日本語が分からない）が行ける病院が東近江市に無い。市外病院まで行く。／デザインの学校に行きたかったけれど日本語の受験は難しい。／先生の言うことが解らない。／正しい日本語日常会話、専門用語が難しい。／日本語を上手に話したい。／日本語が難しい。早く話されたら分からない。

【制度のこと】

働きたいのに赤ちゃん（1歳）を見てくれるところがない。市役所に相談に行ったが「お母さん自体が先に働いてください」と言われた。でも子供を置いて働きに行けない。／道路標識が読みづらくて道に困りやすい。アルファベット表記が少ない。

【その他】

国語と社会が難しい。／「外人」といわれる。／きちんとした仕事がしたい。／自治会費を払ってくださいと言われ、分からないと答えた。／子供達の勉強のこと。／日本の景気／他のベトナム人の犯罪ニュースについて心配する。／お米不足／別になし。

- ・アンケート回答数：38 件
- ・実施期間：令和6年7月中旬から9月中旬
- ・対象者：東近江国際交流協会が実施する日本語教室に通う人

5 東近江市多文化共生推進計画 委員会名簿

(1) 東近江市多文化共生推進計画策定委員会 代表者会議

所属機関名	役職	氏名
東近江市	参与	筒 井 正
東近江警察署	署長	山 本 貴 志
東近江行政組合	消防長	山 添 裕 司
東近江市社会福祉協議会	会長	大 塚 ふ さ
東近江市民生委員児童委員協議会	会長	山 田 滋
東近江公共職業安定所（ハローワーク東近江）	所長	波多野 真
八日市商工会議所	会頭	二 橋 省 之
東近江市商工会	会長	鈴 村 重 史
特定非営利活動法人まちづくりネット東近江	代表	西 川 実佐子
東近江国際交流協会	会長	二 橋 省 之

(2) 東近江市多文化共生推進計画策定委員会

所属機関名	役職	氏名
東近江市	参与	筒 井 正
八日市商工会議所	事務局長	伊 藤 正 之
東近江市商工会	総務指導課課長	村 島 貴 平
東近江市民生委員児童委員協議会	副会長	中 村 新
東近江市社会福祉協議会	地域福祉課主幹	上 田 祐 子
東近江公共職業安定所（ハローワーク東近江）	職業相談第一部門 統括職業指導官	久 保 雄 大
東近江警察署	警備課長	山 本 佳 大
東近江行政組合	警防課課長補佐	山 下 賢 一
特定非営利活動法人まちづくりネット東近江	事務局長	森 下 瑠 美
東近江国際交流協会	事務局	今 若 真 樹

(3) 東近江市多文化共生推進計画検討委員会

所属	役職	氏名
市長直轄組織防災危機管理課	課長補佐	北 川 達 弥
総務部DX推進課	課長補佐	川 村 哲 司
市民部まちづくり協働課	課長補佐	西 川 誠
市民部市民生活相談課	課長補佐	村 山 弘 晃

健康医療部地域医療政策課	課長補佐	武 田 真 一
福祉部福祉政策課	主幹	小 林 亜 樹
こども未来部こども政策課	主幹	富士谷 綾 美
こども未来部幼児課	主幹	清 水 良 子
商工観光部商工労政課	係長	山 中 則 人
商工観光部観光物産課	参事	臼 田 裕 真
教育委員会学校教育課	係長	北 岸 紗 千

(4) 事務局

所属	役職	氏名
企画部（令和6年度）（2024年度）	部長	曾 羽 道 明
企画部	部長	中 堀 智 之
企画部企画課	課長	内 田 知 弥
企画部企画課	係長	溝 江 麻衣子
企画部企画課（令和6年度）（2024年度）	主任	大 菅 順 弥
企画部企画課	主事	岩 崎 絵 理

6 計画策定の経過

年月日	会議等
令和6年（2024年）5月22日 ～6月7日	東近江市役所全庁調査（外国人住民に対する施策について）
令和6年（2024年）6月25日	東近江市多文化共生推進計画検討委員会（第1回）
令和6年（2024年）8月27日	東近江市多文化共生推進計画検討委員会（第2回）
令和6年（2024年）7月～9月	日本語教室に通う外国人住民を対象としたアンケート調査
令和6年（2024年）10月24日	東近江市多文化共生推進計画策定委員会（第1回）
令和6年（2024年）11月20日 ～12月4日	東近江市役所全庁調査（多文化共生の取組に関する課題について）
令和6年（2024年）12月20日	東近江市多文化共生推進計画策定委員会（第2回）
令和7年（2025年）3月24日	東近江市多文化共生推進計画策定委員会（第3回）
令和7年（2025年）5月7日	東近江市多文化共生推進計画代表者委員会

【別紙1】在 留 資 格 一 覧 表

一の表（就労資格）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項に掲げる活動を除く。）	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	5年、3年、1年又は3月
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（二の表の興行の項に掲げる活動を除く。）	作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月

二の表（就労資格、上陸許可基準の適用あり）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
高度専門職 1号	イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動	ポインント制による高度人材	5年
	ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動		
	ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動		
	高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与するものとが見込まれるもの		

つづき 二の表（就労資格、上陸許可基準の適用あり）

在留資格	本邦において行うことができる活動		該当例	在留期間
	2号	イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動 ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動 ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動 ニ 2号イからハまでのいずれかの活動と併せて行う一の表の教授、芸術、宗教、報道の項に掲げる活動又はこの表の法律・会計業務、医療、教育、技術・人文知識・国際業務、介護、興行、技能、特定技能2号の項に掲げる活動（2号イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。）		
高度専門職	1号に掲げる活動を行った者であって、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動		ポイント制による高度人材	無期限
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなれば法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。）		企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、6月、4月又は3月
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他の法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動		弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月
医療	医師、歯科医師その他の法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動		医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（一の表の教授の項に掲げる活動を除く。）		政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月
教育	本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動		中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授、芸術、報道の項に掲げる活動、この表の経営・管理、法律・会計業務、医療、教育、企業内転勤、介護、興行の項に掲げる活動を除く。）		機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等	5年、3年、1年又は3月
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動		外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動		介護福祉士	5年、3年、1年又は3月

つづき 二の表（就労資格、上陸許可基準の適用あり）

在留資格	本邦において行うことができる活動		該当例	在留期間
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。）		俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は30日
	技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月
特定技能	1号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（入管法第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する業務に従事する外国人 【介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電子情報関連産業（製造分野）、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業の12分野】 ※追加決定…自動車運送業、鉄道、林業、木材産業	法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）
	2号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人 【上記のうち、介護を除く11分野】	3年、1年又は6月
技能実習	1号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動 ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動	技能実習生	法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）
	2号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）
	3号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）

三の表（非就労資格）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（四の表の留学、研修の項に掲げる活動を除く。）	日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	観光客、会議参加者等	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間

四の表（非就労資格、上陸許可基準の適用あり）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒	法務大臣が個々に指定する期間（4年3月を超えない範囲）
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（二の表の技能実習1号、この表の留学の項に掲げる活動を除く。）	研修生	1年、6月又は3月
家族滞在	一の表の教授、芸術、宗教、報道、二の表の高度専門職、経営・管理・法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能2号、三の表の文化活動又はこの表の留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子	法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

五の表

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

入管法別表第二の上欄の在留資格（居住資格）

在留資格	本邦において有する身分または地位	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

東近江市多文化共生推進計画

令和 7 年（2025 年）9 月

発行：東近江市企画部企画課



〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町 10 番 5 号

電話：0748-24-5610 FAX：0748-24-1457

メール：kikaku@city.higashiomi.lg.jp